

## 福岡県社会教育委員の概要

1 「社会教育法」に基づき、社会教育に関する目的を以て教育委員会に助言することを目的に設置するもの。

(抜粋) 社会教育法

第17条 社会教育委員は、社会教育に関する諸活動に助言するため、次の職務を行う。

1 社会教育に関する諸計画を立案すること。

2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 委員の構成

社会教育及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている者、学識経験者がらなる14名の委員を委嘱、任期は2年。

※福岡県社会教育委員に関する条例

3 平成29・30年度の会議等

(1) 審議内容

「持続可能な地域づくりを推進するための社会教育行政の在り方」

○「鍛(たん)ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル）の推進

○本県社会教育施設（青少年教育施設）改善の方向性

(2) 全体会 8回（平成29年10月、平成30年1月・5月・10月・12月、平成31年2月、3月、令和元年5月）

(3) 観察 4回

平成30年10月24日 小都市（小都市のぞみが丘小学校 学校支援活動）

11月 6日 糸島市（糸島市立加布里公民館 放課後等の学習支援）

11月10日 飯塚市（飯塚市立菰田小学校 放課後等の学習支援）

11月27日 筑前町（筑前町立夜須中学校 放課後等の学習支援）

4 審議のまとめ（別紙「概要版」参照）

5 その他

・令和元年7月7日以後、「福岡県社会教育委員の会議」を「福岡県教育振興審議会」に統合。

・社会教育委員の定数は10名以内。

# 【概要版】持続可能な地域づくりを推進するための社会教育行政の在り方（提言）

令和元年7月 福岡県社会教育委員会会議

## Iはじめに

### 地域学校協働活動に係る動向

社会教育施設（青少年教育施設）に係る動向

### 本県教育委員会における「鍛ほめ福岡メソッド」の推進

- 「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル）の推進
- 本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性

## II 地域と学校が連携・協働した教育の推進

### ○本県の現状と課題

- ①子どもについて ②家庭について ③地域について ④学校について
- ・家庭の教育力の低下
- ・子どもの貧困率、児童虐待対応件数の増加
- ・地域における人間関係の希薄化
- ・「生きる力」の育成と教職員が子どもと向き合う時間の確保

### ○地域と学校の連携・協働による課題解決の方向性

#### 社会教育行政モデルを構築

- ➡ 「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル）を推進
- ①「福岡モデル」について
  - ・地域と学校が「鍛ほめ福岡メソッド」の理念と方法を共有した地域学校協働活動の実施
  - ・地域課題解決に向けた、地域の多用な関係者による緩やかなネットワークの構築
  - ・子どもから大人まで幅広い地域住民が連携・協働した地域活動の充実
- ②「福岡モデル」を推進するための方策
  - ・地域と学校がパートナーとなる双方向の関係づくり
  - ・子どもの教育にかかわる当事者としての意識の向上
  - ・多くの地域住民による参画（若者、現役世代）
  - ・社会教育主事（社会教育主事有資格者）の活用
  - ・地域学校協働活動推進員の市町村による委嘱と研修の充実
  - ・学校における地域連携担当教職員の配置

## III 本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性

### ○本県社会教育施設（青少年教育施設）の設置状況と課題

- 県立社会教育総合センター、県立英彦山青年の家、県立少年自然の家「玄海の家」を設置
- ・利用者の減少
- ・施設の老朽化
- ・施設の特色を生かした体験活動プログラムの開発及び普及

### ○今後の本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性と留意点

- ①施設整備と管理運営方式について
  - ・指定管理者制度の導入
  - ・県の方針への理解
- ②事業の充実について
  - ・他部局や関係機関との連携、施設の特色を生かした連携事業の充実
  - ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた教材やプログラムの提供等の強化
  - ・「現代的課題」や地域課題に対応したプログラムの開発と普及、学習機会の提供
  - ・「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた体験プログラムの充実
- ③人材育成について
  - ・社会教育主事の配置の充実とネットワーク化
  - ・「鍛ほめ福岡メソッド」の活動サイクルを基盤とした指導・助言

## 持続可能な地域づくりを推進するための社会教育行政の在り方

- 「鍛(は)め福岡メソッド」の視点を取り入れた  
地域学校協働活動（福岡モデル）の推進
- 本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性

福岡県社会教育委員の会議

令和元年 7月

## 目 次

I	はじめに	1
II	地域と学校が連携・協働した教育の推進	2
1	近年の国の動向	2
2	本県の現状と課題	3
(1)	子どもについて	
(2)	家庭について	
(3)	地域について	
(4)	学校について	
(5)	課題の整理	
3	地域と学校の連携・協働による課題解決の方向性	9
(1)	「鍛ほめ福岡メソッド」を基底に据える	
①	「鍛ほめ福岡メソッド」の背景	
②	「鍛ほめ福岡メソッド」とは	
③	課題と方向性	
(2)	地域学校協働活動を県的に推進する	
①	地域学校協働活動とは	
②	地域学校協働活動の効果	
(3)	「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル） を推進する	
①	「福岡モデル」について	
②	「福岡モデル」を推進するための方策	
(4)	その他の事業	
①	通学合宿等の体験活動	
②	子ども読書活動推進に関する事業	
III	本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性	22
1	国・都道府県の動向	22
(1)	トップランナーワーク	
(2)	「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申)」	
2	本県社会教育施設（青少年教育施設）設置状況及び課題	23
3	今後の本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性と留意点	23
(1)	平成25年3月社会教育委員会議（審議のまとめ）より	
(2)	青少年教育施設に求められる役割	
(3)	施設整備と管理運営方式について	
(4)	事業の充実について	
(5)	人材育成について	

## 持続可能な地域づくりを推進するための社会教育行政の在り方

- 「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル）の推進

- 本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性

### I はじめに

- 福岡県社会教育委員会議では、平成25年3月に「福岡県における今後の県立青少年教育施設の在り方について」の審議のまとめを行うとともに、平成29年5月に「子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方～放課後等の教育支援方策の在り方にについて～」を提言し、県立青少年教育施設の方向性や放課後等を活用した子どもたちが抱える課題の解決につながる方策について示してきた。
- 本県では、これまで3つの県立社会教育施設【社会教育総合センター（社会教育総合センター少年自然の家を含む。以下同じ。）、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家】において、子どもたちに自然体験、生活体験、社会体験などの豊かな体験活動を提供することにより、コミュニケーション力や協調性、困難に立ち向かう力など、「生きる力」を育成するとともに、自己有用感や自尊感情の向上を目指してきた。また、地域の子どもも会活動や通学合宿などにおいても、異年齢の集団による体験活動をとおして、子どもにも「生きる力」を育むとともに、地域ぐるみで子どもを育てるという機運の醸成を図ってきた。
- 近年、青少年教育施設は、全国的に指定管理者制度の導入が進んでおり、都道府県立青少年教育施設144施設のうち、96施設（66.7%）が指定管理者による運営※注となっている。  
また、施設の役割として、青少年の健全育成に資する体験活動等の提供以外に、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められている。
- 一方、子どもの放課後の教育施策に関しては、子ども居場所としてのアンビシャス広場、放課後子供教室や福祉施設である放課後児童クラブとの連携等により、子どもの安全・安心な居場所づくりと体験活動の充実が図られてきた。
- このような中、本県では国の施策を踏まえ、平成29年度から「地域学校協働活動」を県の重点施策として推進している。
- 「地域学校協働活動」は、地域と学校が連携・協働し、地域人材の協力を得て、学校支援活動や放課後等の学習支援・体験活動等を行うとともに、そこに関わる地域住民のつながりづくりを目指すものである。本県では、平成30年度に36市町村264教室で実施されており、令和4年度までに県内全市町村で実施することを目指している。
- 「地域学校協働活動」を効果的に推進するためには、地域と学校が未来を担う子どもをどのように育てたいのかという目標を共有することが重要である。
- 本県教育委員会では、学校教育振興プランに基づき、学校教育において平成27年度から「鍛ほめ福岡メソッド」を推進しており、全県的な実施に向けて取り組んでいる。「鍛ほめ福岡メソッド」の「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす！」という理念や方法は、これまで青少年教育においても体験活動プログラム等で取り組んできたものであるが、今後は、学校教育と社会教育がその理念や方法を共通理解し、連携・協働して意識的に取り組み、福岡が目指す子ども達の育成をめざすことが重要である。
- そこで、現在、取組を進めている「地域学校協働活動」に「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた活動（福岡モデル）を導入し、さらに効果的な活動へと発展させるために、本県社会教育委員会議において、具体的な事例等の分析も行いながら有効な方策として提言を行うものとする。併

せて、先述した青少年教育施設についても、指定管理者制度の現状を分析し、青少年教育施設の今後の役割と在り方等を明確にすることとする。

※注：平成29年3月福岡県教育委員会調査による

## II 地域と学校が連携・協働した教育の推進

### 1 近年の動向

#### 平成26年6月

##### 「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり」

～“あつたらしいな”を形にする夢の教育～  
子どもたちが社会を生き抜く力を身に付けていくことができるよう、社会総がかりでの教育の実現に向けて、今後さらに充実していくべき放課後や土曜日の教育活動の基本的な方向性が示された。  
＜中央教育審議会生涯学習分科会＞

#### 平成27年12月

##### 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進

方策について（答申）】

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪として推進することの必要性が示された。  
＜中央教育審議会＞

#### 平成28年1月

##### 「次世代の学校・地域創生プラン」

上記の答申を受け、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進に向け、社会に開かれた教育課程の実現、コミュニティ・スクールの一層の推進、チーム学校としての専門性に基づくチーム体制の構築、地域学校協働活動の推進等が示された。  
＜文部科学大臣＞

#### 平成29年3月

上記プランを受け、「社会教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、「地域学校協働活動」のさらなる推進のための法整備が行われた。  
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」論点の整理  
社会教育に期待される3つの役割  
①地域コミュニティの維持・活性化への貢献、②社会的包摶（※注）への寄与、③社会の変化に対応した学習機会の提供  
＜学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議＞

#### 平成30年6月

##### 「第3期教育振興基本計画」

今後の教育施策に関する基本的な方針  
①夢と志を持ち、可能性に挑戦するためには多様な力を育成する。  
②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。  
③生涯学び、活躍できる環境を整える。  
④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。  
⑤教育政策推進のための基盤を整備する。  
＜閣議決定＞

## 平成30年12月

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)

前述の「論点の整理」をもとに出された答申。

- 地域における社会教育の意義と果たすべき役割、方策  
「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりへ  
・学びへの参加のきっかけづくりの推進

・多様な人材の幅広い活躍の推進

・多様な主材との連携・協働の推進

- 今後の社会教育施設に求められる役割と所管の在り方

<中央教育審議会>

※注：「社会的包摶」・高齢者、障がい者、外国人、困難を抱える人など、全ての住民が孤立することなく地域社会の構成員として社会参加できるようにすること。

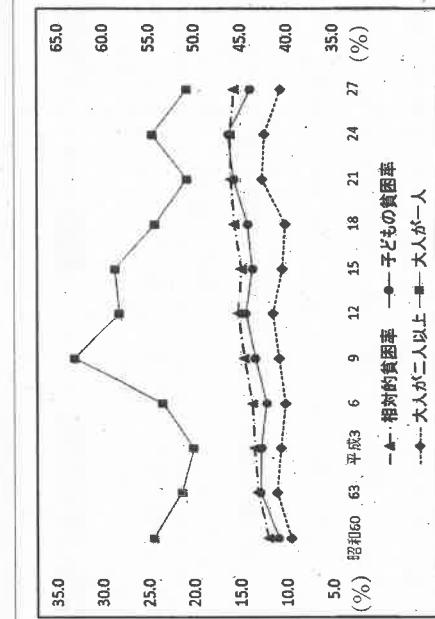
## 2 本県の現状と課題

### (1) 子どもについて

- 平成27年において、相対的貧困率は15.7%、子どもの貧困率は14.2%となっている。

また、子どもがいる現後世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%であり、大人が2人以上いる世帯の貧困率10.7%に比べて非常に高い水準となっている。(図1)

- 本県における要保護及び準要保護児童生徒の数は、平成27年度において95,042人であり、公立小中学校の全児童・生徒数に占める割合は23.5%となっている。また、平成21年度調査と比較してみると、約9,400人(約3%)増加している。(図2)



【図1 子どもの貧困率の推移】

出典：国民生活基礎調査 H28 厚生労働省

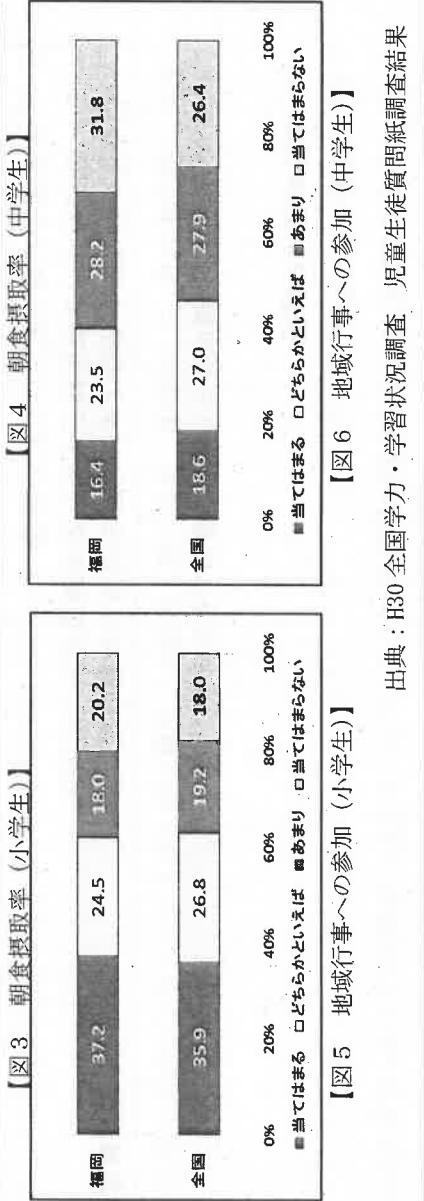
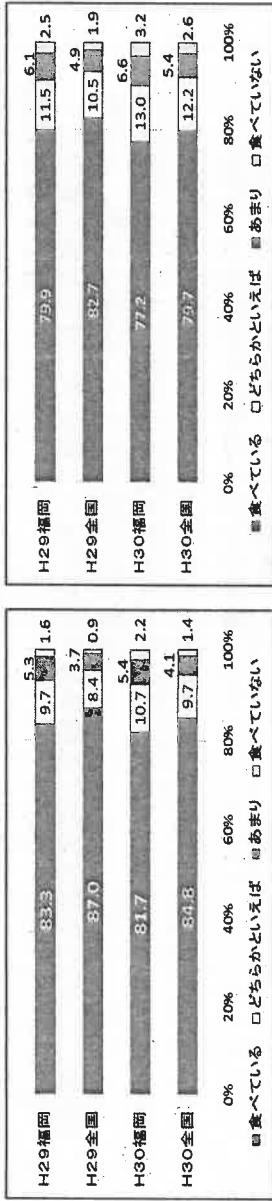
【図2 要保護・準要保護児童・生徒数の推移】

出典：就学援助実施状況等調査結果

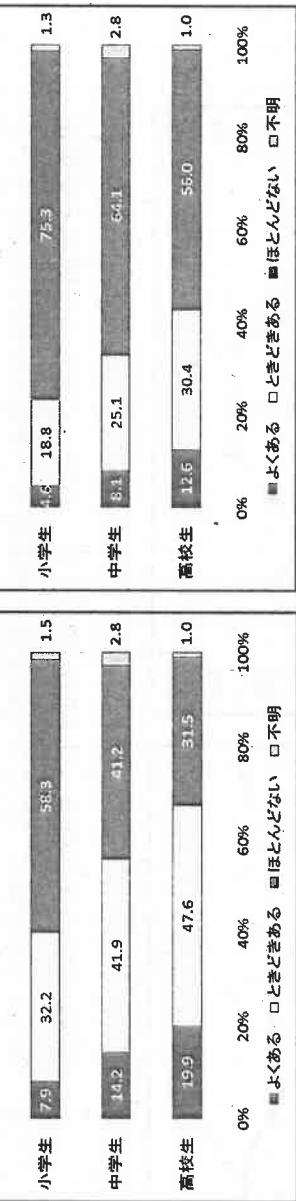
H29 文部科学省

- 朝食の摂取率は、小・中学生とともに、全国及び本県においても年々減少している。本県における摂取率は、小・中学生ともに全国平均を下回っており、毎日食べる割合は、平成30年度調査によると、全国平均と比較して小学生で3.1ポイント、中学生で2.5ポイント低くなっている。また、朝食を「あまり食べていない」「食べていない」と回答している小・中学生が、平成29年にかけて一定数存在することに対し留意する必要がある。(図3・4)

- また、本県の小・中学生が地域行事へ参加する割合(当てはまる)は、小学生では全国平均を1.3ポイント上回っているが、中学生は2.2ポイント下回っている。また、地域行事へ全く参加しない割合は、小学生で2割、中学生で3割を超えていている。(図5・6)



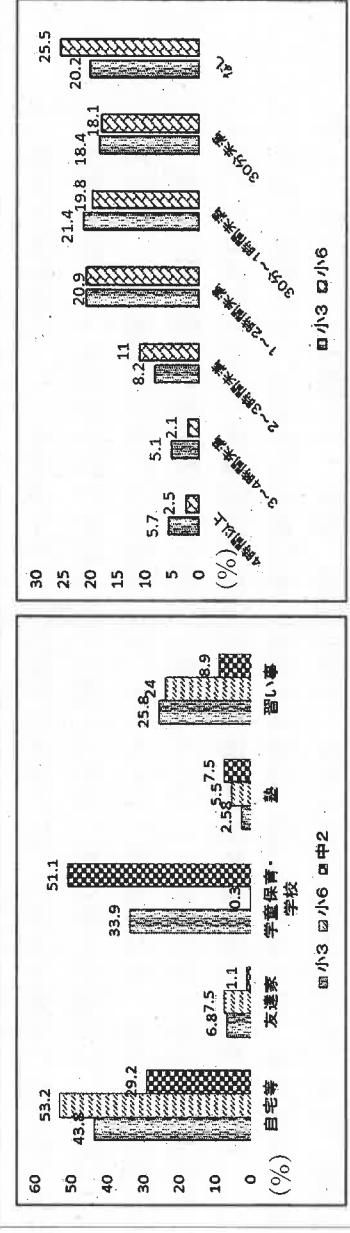
○ 「他の人の付き合いがわざわしい」という感じ、「生きているのがいやになる」という感じのいすれも、年齢が上がるほど「よくある」「ときどきある」が多くなっている。(図7・8)



【図7】他の人の付き合いがわざわしいという感じ  
【図8】生きているのがいやになるという感じ  
出典：青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」H29 福岡県

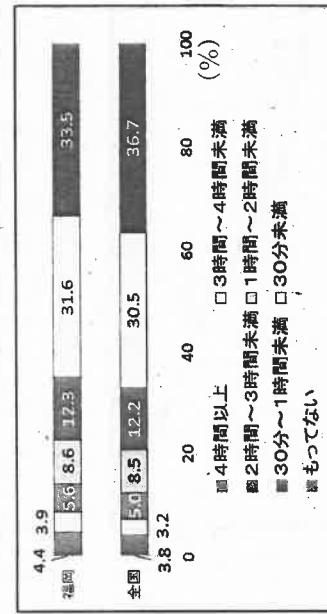
○ 「放課後（平日）に主に過ごす場所」は、小学3・6年生ともに「自宅」が最も多い。次いで、小学3年生は「学童保育」、「習い事」の順、「友達」の家の順である。  
中学2年生は「学校」が最も多く、部活動への参加がうかがわれ、次いで、「自宅」となっている。(図9)

○ 「外で自由に遊ぶ時間（平日）」が全くない児童は、小学3年生で20%、小学6年生で25%、5%となっている。(図10)



【図9】放課後（平日）に主に過ごす場所  
【図10】外で自由に遊ぶ時間（平日）  
出典：「子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方」《審議のまとめ》  
H29 福岡県社会教育委員会議

- 平日に携帯電話・スマートフォンで通話やメール、インターネット（ゲームは除く）をする時間について、小・中学生とともに30分未満が最も多い。しかし、4時間以上する割合は、小学生で4.4%、中学生で9.1%、携帯電話等への依存傾向がうかがえる。（図11・12）



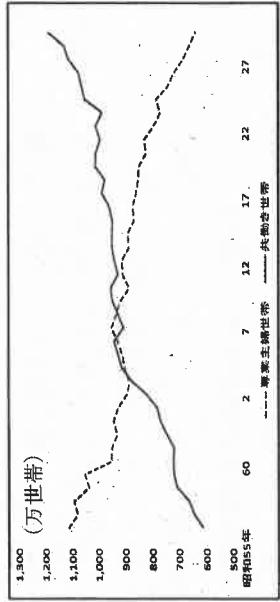
【図11 携帯電話・スマートフォンの使用（小学生）】

出典：

H29

## (2) 家庭について

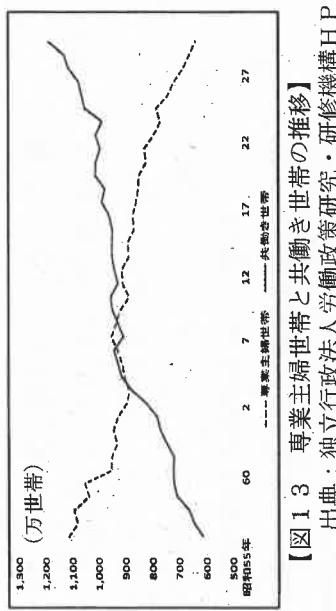
- 共働き世帯は右肩上がりに増加しており、の10年間で約8.5%の増加を見せている。（図13）
- 平成30年度福岡県男女共同参画白書によると、全世帯の55.8%が核家族であり、うち男親家庭が2.4%、女親家庭が8.3%となっている。



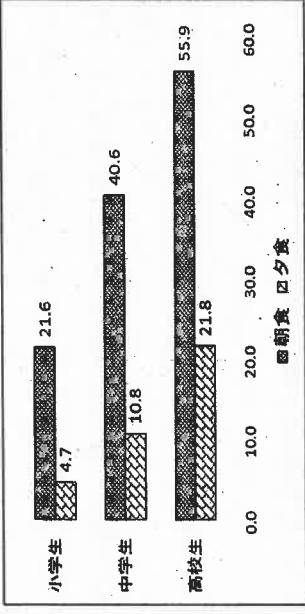
【図12 携帯電話・スマートフォンの使用（中学生）】

出典：

H29



- 朝食を1人で食べる割合は、小学生で2割、中学生で4割、高校生で5割以上となっており、年代が上がるほど割合が増えている。また、夕食を1人で食べる割合も年代が上がるほど割合が増えている。（図14）
- 家族での会話の頻度は、小・中・高校生すべてで「よく話をする」が最も多くなっている。また、「話をする」「よく話をする」と「ある程度話をする」を合わせた割合は、小・中・高校生とも8割以上を占めている。（図15）
- 青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書（平成29年度 福岡県）によると、家庭生活の満足度は、小・中・高校生全てで「満足している」が最も多く、「だいたい満足している」を含むと8割を超える。一方で、「会話の頻度」、「家庭生活の満足度」における満足度において、約1割の小中高校生が、家庭内で会話を少なく、満足感を得られない状況にあることについて留意する必要がある。



【図14 食事を1人でする割合】

出典：

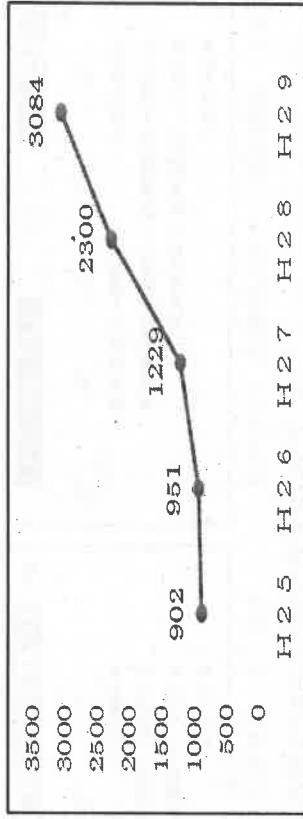
H29

【図15 会話の頻度】

出典：「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」H29 福岡県

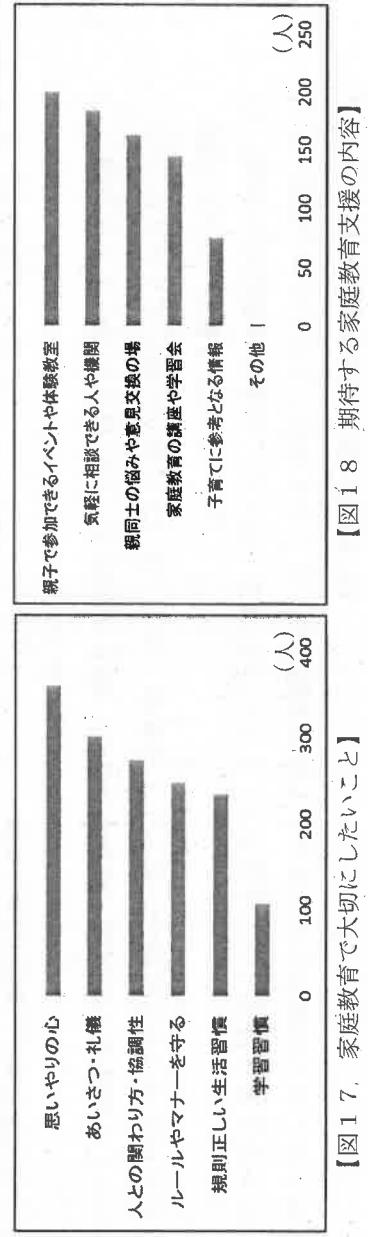
- また、家庭内の「虐待」が社会問題となつており、福岡県においても児童相談所への虐待相談対応件数が増加傾向にある。「児童相談所業務概要 平成30年度版」によれば、平成29年度は3000件を超える、そのうち約1000件が、小学生に対する虐待の相談となつている。虐待の種類は、件数毎に心理的虐待、身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となつている。

(図16)



【図16 虐待相談対応件数】

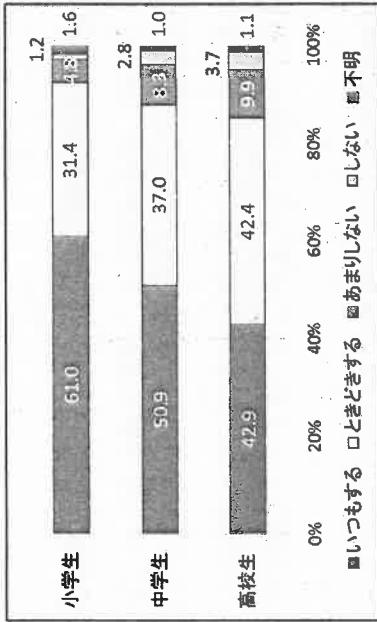
- 本県が平成29年度から実施している「家庭教育支援チーム設置事業」において、参加した保護者（400人）に対して行ったアンケート調査によると、「子育てや子どものことについて不安や心配なことがあるか」の問い合わせに、76.5%の保護者が「ある」と回答している。その内容については、「叱り方やほめ方」が最も多い。また、「家庭教育で大切にしたいこと」(図17)については、「思いやりの心」が最も多く、次いで「あいさつ・礼儀」であった。そして、「期待する家庭教育の支援内容」(図18)としては、「親子で参加できるイベントや体験教室」、「気軽に相談できる機会」、「親同士の悩みや意見交換の場」が多かった。



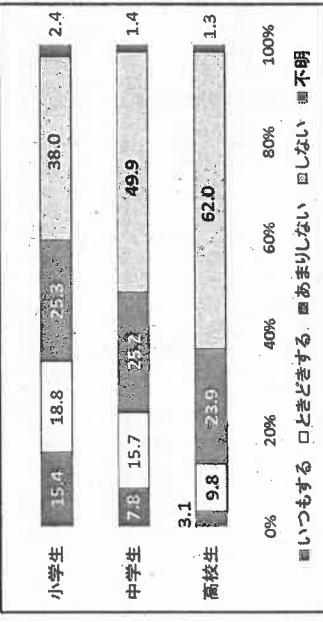
【図17 家庭教育で大切にしたいこと】

### (3) 地域について

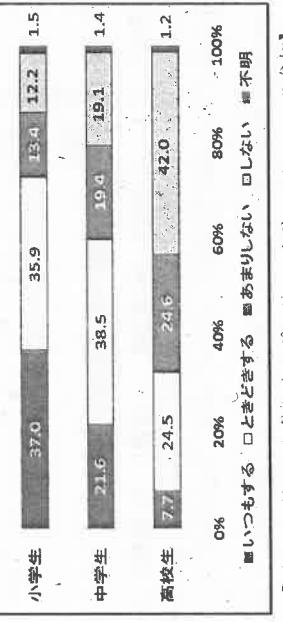
- 「近所の人へのあいさつ」は、小・中・高校生すべてで「いつもする」が最も多くなっているが、年齢が上がるほどその割合は低くなっている。(図19)
- 「悪いことをしたとき、近所の人からしかられる」は、小・中・高校生すべてで「ない」が最も多く、次いで「あまりない」となっている。(図20)
- 「地域や家のまわりの共同清掃作業への参加」や「ボランティア活動への参加」は、小・中・高校生の全てで「しない」が最も多く、次いで「あまりしない」となっている。また、「する」は、年齢が上がるにつれて減少している。(図21・22)
- 「地元のお祭りやスポーツ・レクリエーションへの参加」は、小学生では「いつもする」、中学生では「ときどきする」、高校生では「しない」が最も多くなっている。(図23)
- 平成30年度福岡県立社会教育総合センターの調査によると、保護者の地域行事への参加は、「いつもする」「ときどきする」を合わせて49%であり、51%の保護者は、参加していないことが分かる。



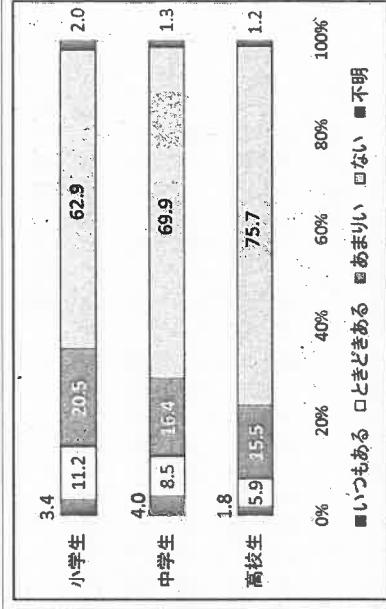
【図 19 近所の人において】



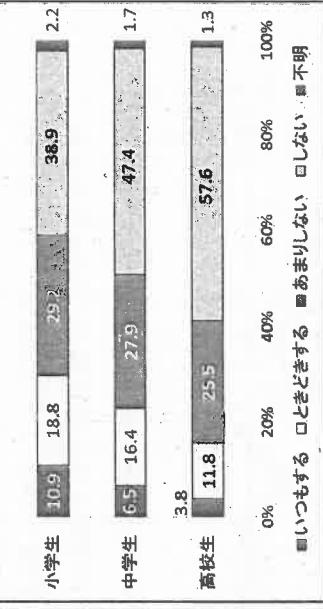
【図 21 地域や家のまわりの共同清掃作業への参加】



【図 22 ボランティア活動への参加】



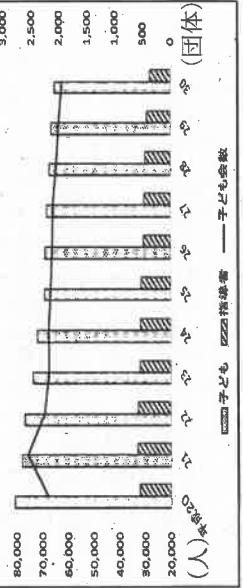
【図 20 悪いことをしたとき、近所の人からしかられる】



【図 23 地元のお祭りやスポーツ・レクリエーションへの参加】

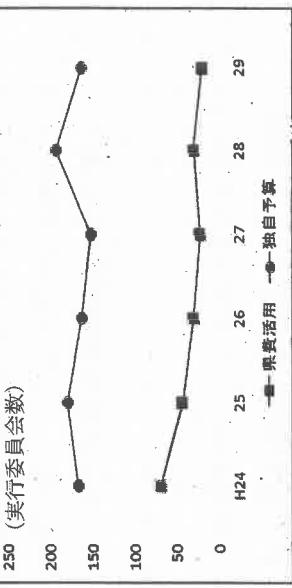
出典：「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」H29 福岡県

- 本県子ども会育成連合会における加入者数は、子どもも、指導者とともに減少するとともに、地域の単位子ども会による県連合会への加入率も減少している。(図 24)



【図 24 子ども会への加入状況】

- 本県における通学合宿は、県費（補助金）を活用して実施している実行委員会と独自予算で実施している実行委員会がある。県費を活用している実行委員会は減少しているが、独自予算で実施している実行委員会は、概ね横ばいの状況である。(図 25)

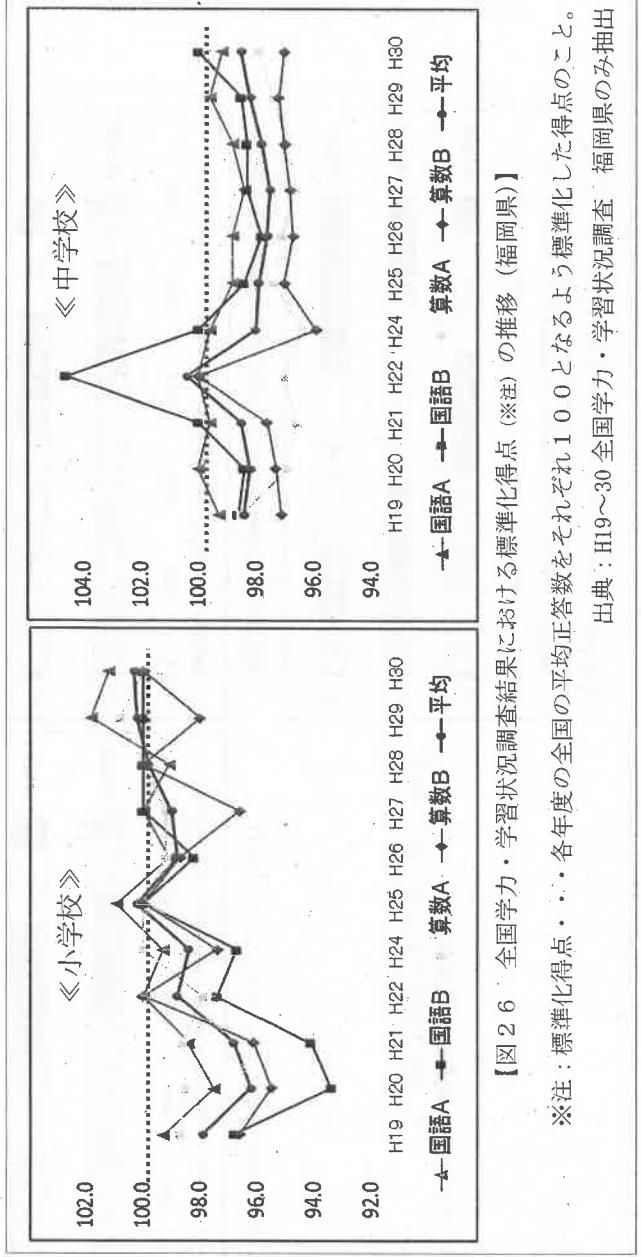


【図 25 通学合宿の実施状況】

#### (4) 学校について

- 「平成29年度公立小・中学校の生徒指導上の諸課題の現状について」(福岡県教育委員会)によると、いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題は複雑化・多様化している。平成29年度に本県公立小・中学校で発生した「暴力行為」は1,125件であり前年度より68件増加している。また、いじめの認知件数は、小・中学校で8,445件であり、前年度より3,747件増加、不登校児童生徒数は5,476人で前年度より394人増加している。

- 全国学力学習状況調査結果における標準化得点において小学校においては、平成19年度と比較すると、全ての教科区分において向上しており、4教科区分の平均では調査開始以来最高値を示している。中学校においては、平成19年度と比較すると、国語Bにおいて向上し、4教科区分の平均では、3年連続で向上傾向にある。(図26)



- 文部科学省委託研究「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」(国立大学法人お茶の水女子大学)によると、保護者の社会経済的背景 (SES) が低い場合においても、保護者から子どもへ次のような働きかけ等が行われる場合には、子どもの学力を高める傾向があることが報告されている。

- ・毎日子供に朝食を食べさせる。
- ・子供に本や新聞を読むようにすすめる。
- ・子供が小さいころ絵本の読み聞かせをする。
- ・計画的に勉強するよう子供に促す。
- ・親がPTA活動や保護者会などへよく参加する。

- 社会の変化の中で、学校や教員に対する期待が増大する中、教員の勤務実態は看過できない状況となっている。このため本県では、「教職員の働き方改革取組指針」(平成30年3月)をまとめて、「教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備する」こと、そして「教職員が子どもとともに向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させる」ことを目指している。

## (5) 課題の整理

- 子どもは、朝食の欠食、携帯電話等の使用時間の増大などが見られ、家庭教育を通した基本的生活習慣の確立が望まれる。また、放課後に外遊びをせず、自宅等で過ごす子どもが多くみられる。地域行事については、祭りやレクリエーション等の行事へは比較的参加するものの、清掃活動やボランティア活動へは参加が少ない傾向にある。加えて、他の人の付き合いがわざわしいと感じる子どもは、年齢が上がるとともに増えている。
- 家庭では、共働き世帯やひとり親家庭が増加するなど、子どもを取り巻く家庭環境が変化する中で、子どもの貧困率が上昇している。保護者は子育ての不安を抱え、地域で子育てについて気軽に相談できる機会や場所、親子で参加できるイベント等を望んでいるが、一方で保護者が休日に地域行事へ参加することが少なくなっている。
- また、朝食を食べていない、家庭において満足感を得られない現状が、一定数の子どもたちに見られるとともに、虐待相談対応件数の増加など家庭間における「格差」の広がりが懸念される。
- 地域では、子ども会における指導者と子どもの会員の減少等が見られ、子どもにとつて最も身近な体験活動の機会が減少している。また、近所の子どもが悪いことをしたときに叱る大人が少ない。
- 学校においては、子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化し、学力や体力をはじめ「生きる力」を育成することが求められる中、教職員の働き方改革が叫ばれており、教職員が子どもと向き合う時間を確保することが課題となっている。
- 以上のことから、子どもの貧困問題や家庭の状況等を鑑みると、学校と家庭の連携がより一層重要であり、地域のつながりの中で、地域全体で子どもを育てる機運を醸成する必要がある。また、放課後等に全ての子どもにも開かれた居場所となり、学習活動や豊かな体験活動を行う仕組みが必要である。そして、子どもが、地域における行事等へ積極的に参加し、地域における多様な人々と関わる中で、人と関わりつながることの大切さを持つことができるようになることが大切であると考えられる。

### 3 地域と学校の連携・協働による課題解決の方向性

本県における子ども、家庭、地域、学校を取り巻く現状及び課題を踏まえ、地域と学校が連携・協働して取組を推進し、持続可能な地域づくりを推進する本県独自の社会教育行政モデルを構築する必要がある。

#### (1) 「鍛ほめ福岡メソッド」を基底に据える

- ① 「鍛ほめ福岡メソッド」の背景
  - 平成20年から開始された「教育力向上福岡県民運動」(～26年)の検証により明らかとなった、子どもの自尊感情等を高めるポイントとともに、「鍛えよう！ほめよう！学校の教育力向上プロジェクト」が平成24年から26年まで実施された。その結果、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質の育成に効果が見られた。
- この成果を受けて、平成27年に策定された「福岡県学校教育振興プラン」において、教育に関わる全ての指導者が共有する本県独自の指導方法として「鍛ほめ福岡メソッド」(以下「鍛ほめ」という)を位置づけた。

- ② 「鍛(ほ)め福岡メソッド」とは
- 「鍛(ほ)め」とは、子どもとの学ぶ意欲や自尊情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するための指導法である。

子どもの活動としては、指導者や子ども自身、またはグループや学級で「①やや困難な目標や課題を設定し」、周囲の人から最小限の支援を受けながら何度も、「②挑み」、その過程や結果を「③振り返る」という活動サイクルを基本的な仕組みとしている。(図27)

- 「鍛(ほ)め」を実践する前提として、子ども一人一人に「自分は他人に受け入れられている価値のある人間である」という自分自身に対する基本的信頼感を家庭内で育むことや、「自分をあるがままに受け入れてくれる先生や友達がいる」という安心感のある学級基盤づくりが大切である。
- ③ 課題と方向性
  - 「鍛(ほ)め」は、本県独自の指導法として、「学校教育振興プラン」に位置づけられ、全県的に展開されている。また、県教育委員会では、「鍛(ほ)め福岡メソッド実践の手引き」を作成し、学校教育分野に加え、社会教育分野においても「鍛(ほ)め」を普及させよう取り組んでいるが、社会教育関係団体、地域に十分定着が図られていない。
  - 今後、社会教育においても「鍛(ほ)め」を普及させるためには、社会教育課の重点事業である「家庭教育支援チーム設置事業」や教育事務所等が実施している「社会教育主事派遣事業」、また、青少年教育施設における体験活動、さらには福岡県PTA連合会が取り組んでいる「“新”家庭教育宣言」等を活用して、保護者や地域にも広く普及・啓発していく必要がある。

## (2) 地域学校協働活動を全県的に推進する

- ① 地域学校協働活動とは
  - 地域学校協働活動は、幅広い地域住民等（高齢者をふくむ地域の大い人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、子どもの成長を軸にして立て自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図るものである。

地域学校協働活動を推進することにより、次代を担う子どもたちが、地域の人々に見守られ、支えながら豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことは、地域の未来を担う人材の育成につながるものである。(図28)



【図27 鍛(ほ)め福岡メソッドの概念図】

出典：鍛(ほ)め福岡メソッド実践の手引

H30福岡県教育委員会



【図28 地域学校協働活動の概念図】

出典：学校と学校の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

（文部科学省）を参考に福岡県教育委員会作成

○ 地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により法的に位置づけられた。

#### ・社会教育法（抜粋）

##### 第5条 (略) (市町村の教育委員会の事務)

2 市町村の教育委員会は、(中略)地域住民その他の関係者(中略)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

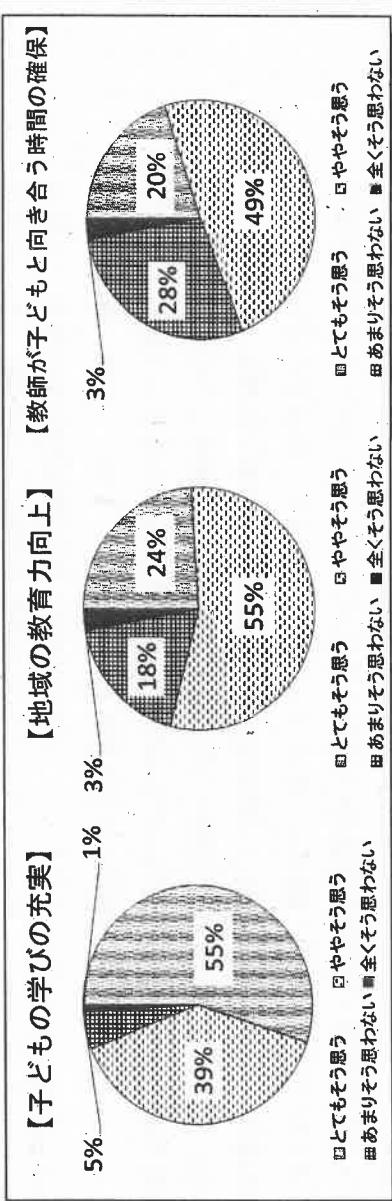
##### 第6条 (略) (都道府県の教育委員会の事務)

2 前条第2項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

○ 国の動向を踏まえ、本県でもコミュニティ・スクール(以下「CS」という。)と地域学校協働活動を両輪として推進している。平成30年度、CSは29市町村(48%)、地域学校協働活動は37市町村(61%)で実施されているが、学校や地域においては、十分認知が進んでいない状況がみられるとともに、CSと地域学校協働活動の違いが理解されず、具体的にどのような取組をしていいのかわからぬなどの混亂もみられる。そのため、CS(地域とともにある学校づくり)と地域学校協働活動(学校を核とした地域づくり)の理念や内容等について、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要である。

#### ② 地域学校協働活動の効果

○ 本県では、平成28年度まで推進していた「放課後学習活動支援事業(学び道場)」と「学校支援地城本部事業」等を整理統合し、平成29年度から重点事業として「地域学校協働活動事業」を推進している。昨年度、本県の重点(補助)事業として当事業を実施した学校に対して行った調査の結果、①「子どもの学びの充実につながった」と肯定的に回答した学校は94%、②「地域の教育力の向上につながった」と肯定的に回答した学校は79%、③「教師が子どもと向き合う時間の確保につながった」と肯定的に回答した学校は69%であった。(図29)



【図29 地域学校協働活動における学校への調査結果】

H29 福岡県教育委員会調査

- また、国立大学法人お茶の水女子大学が平成26年に報告した「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究によると、「地域には、ボランティアで子どもたちの教育に有効であるだけでなく、そこに関わる地域住民にとっての学びやつながりづくりになり、さらには教師が子どもとも向き合う時間の確保につながるものである。

### (3) 「鍛ほめ福岡メソッド」の視点を取り入れた地域学校協働活動（福岡モデル）を推進する

- ① 「福岡モデル」について
    - 本県では、平成27年に策定した「福岡県学校教育振興プラン」において、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛ほめ福岡メソッド」を提起し、教育に関わる全ての指導者等が共有する福岡県独自の指導方法として位置づけた。
    - 学校においては、校長をリーダーとして、教職員が「鍛ほめ福岡メソッド」の意義や必要性を共通理解し、各教科の授業をはじめ、特別活動、総合的な学習など、学校教育全体を通じて実践していくことが求められる。
    - 地域学校協働活動においては、地域と学校が連携・協働し、学校支援活動（授業補助、環境整備、見守り活動等）や放課後の学習支援・体験活動、そして、地域活動に取り組む際に、「鍛ほめ」の理念と方法を学校と地域が共通認識し、実践していくことが望まれる。特に、地域においては、「鍛ほめ」の理念と方法を、公民館等をはじめとする社会教育施設における学習の場をはじめ、各種会合の機会を活用するなど、あらゆる機会を通じて周知していくことが求められる。活動に際しては、「目標設定の活動」、「振り返る活動」の活動、「挑む活動」、「振り返る活動」のサイクルが確実に行われるよう、指導者や地域の大人が共理解して取り組むことが必要である。
    - このように、地域と学校が同じ目標に向かって、「鍛ほめ」の理念と方法を共有し、地域学校協働活動に取り組むことが重要であり、これを「福岡モデル」（図30）と位置づける。
- 【図30 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた地域学校協働活動の概念図】
- 
- 福岡県教育委員会作成
- 地域には様々な課題が存在する一方で、ひと・もの・ことに関する様々な社会資源がある。社会資源を生かして地域の課題を解決するには、地域の多様な関係者による「緩やかなネットワーク（より幅広い層の地域住民や団体等が参画し、目標を共有する）」を構築し、地域ぐるみの取り組みを推進していくことが求められる。その際、地域住民の一員である子どもを地域活動に巻き込み、子どもから大人まで幅広い地域住民が連携・協働しながら地域活動を行いうことが重要である。地域学校協働活動推進員（コーディネーター）は、地域による学校支援活動や子どもの放課後の教育活動の調整だけではなく、子どもが地域にかかわり、地域

活動に参画するための調整機能を担うことが期待される。

- 本県では、「福岡モデル」を今後、県内全市町村へ普及・拡大させ、組織化・システム化することで、学校教職員の異動や地域住民の入れ替わりがあつた場合でも存続できる「持続可能な取組になつていくと考えられる。

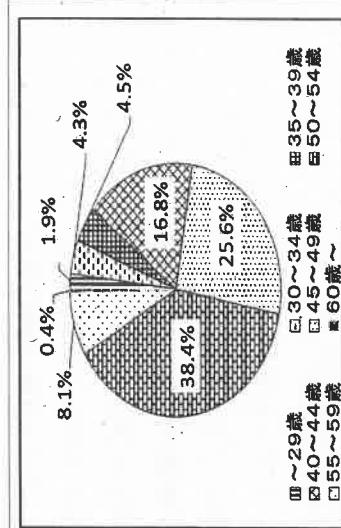
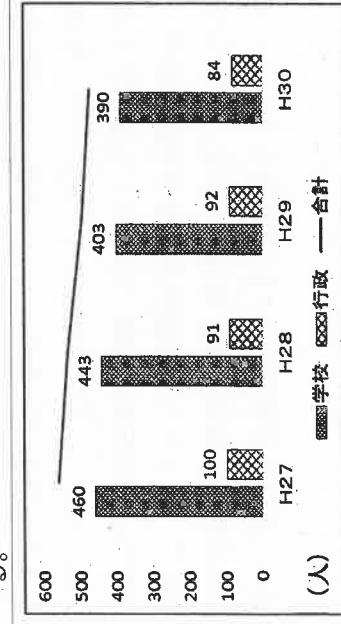
## ② 「福岡モデル」を推進するための方策

### ア 地域と学校の連携・協働の在り方

- これまでの「学校支援地域本部」に見られるような、地域から学校への一方向的な支援ではなく、地域と学校がパートナーとして双方面の関係になることが重要である。
- 地域と学校の連携・協働を進めていくためには、次代を担う子どもたちに対して、どのような資質能力を育むのかという目標を共通認識することが必要となる。
- 地域住民は、子どもとの教育に関わる当事者としての意識と責任を持ち、子どもたちを社会の主体的な一員として受け入れることが必要である。
- 子どもたちの成長に向けて、多くの地域住民が参加して地域と学校が連携・協働していくことは、子どもたちの教育環境の充実にとどまらず、地域住民の学びを起点として地域のつながりや教育力を向上させるとともに、持続可能な地域社会をつくっていくことにつながるものである。その際、若者（大学生）、現役世代など、日頃、地域への参加が少ない世代をも広く巻き込んでいくことで、地域づくりがさらに活性化すると考えられる。

### イ 人材の育成と活用

- (ア) 社会教育主事について
- 本県では、84名の社会教育主事有資格者が社会教育主事等（指導主事を含む）として、学校現場から行政機関へ出向し活躍している。（図31、平成30年5月1日現在）その内訳としては、国立施設（阿蘇青少年交流の家、諫早青少年自然の家、夜須高原青少年自然の家、山口徳地青少年自然の家）へ5名、県社会教育行政へ5名、県行政（指導主事等）へ15名、市町村行政（社会教育主事・指導主事）へ9名である。これらの社会教育主事は、県における社会教育を推進する上で中核的な役割を担っている。
- しかし、社会教育主事有資格者全体（教職員、行政）の年齢層を見ると（図32）、50歳以上がほぼ半数を占めており、今後10年間で退職することになる。また、ミドルリーダーである30代半ばから40代半ばの人材は、約20%と少なく、学校現場から継続的に国立青少年教育施設や県立社会教育施設、そして県内6つの教育事務所等へ派遣するための人材が圧倒的に不足しており、今後、有資格者を増やすことが喫緊の課題となつている。



【図32 有資格者の年齢構成】

福岡県教育委員会調査

- 現在、県教育委員会は、教職員の受講生を増加させるために、教育事務所長会や市町村教育長会をはじめ、校長研修会など、あらゆる場所で受講の依頼を行っている。今後、さらに学校現場において社会教育主事の意義と必要性を周知徹底させるとともに、有資格者の活躍の場を設けることが必要である。

そのため、あらゆる研修会等を活用して啓発を行い、これまで以上に学校のリーダーである管理職に社会教育主事の必要性を理解してもらうことが必要である。

また、現在、有資格者である校長・教頭等が、自覚をもつて地域の校長会や教頭会において、社会教育主事を育成していくことの重要性を発信していくことも必要である。

- 一方、市町村においては、社会教育主事を設置している市町村は少數であり人数も少ない。社会教育主事については、社会教育法により設置することが義務付けられているが、罰則規定がないことが未設置に至る要因の一つとなっている。さらに、人口1万人未満の町村においては、当分の間、設置することが免除されていることも未設置の大きな要因と考えられる。市町村においても地域学校協働活動を推進する上で、今後の社会情勢の変化に対応した社会教育の振興と人づくり・地域づくりのためにも、社会教育主事の設置が求められる。

【表1】市町村における社会教育主事の設置状況（平成30年5月1日現在）

区分 人口別	市町村数	設置 市町村	未設置 市町村			社会教育主事数 兼任	計
			専任	兼任	計		
市	28	9	19	15	12	27	
1万人以上	23	5	18	0	5	5	
1万人未満	9	0	9	0	0	0	
計	60	14	46	15	17	32	

福岡県教育委員会 作成

- また、社会教育関係団体をはじめ、NPOや企業、大学など幅広い地域人材の中からも積極的に社会教育主事有資格者を育成し、地域のコーディネーターとしての役割を担うことや社会教育を推進することが期待される。そのためにも、関係団体等へ対し、地域学校協働活動の意義と内容等について、様々な媒体と機会を活用しながら啓発していく必要がある。

- 社会教育主事講習は、令和2年度から講習の内容等が見直され、講習を修了した者は「社会教育士」の称号が付与されることになっている。講習については、これまでの各大学及び国立施設における単年度の集中講義の在り方に加え、複数年をかけて受講できる「分割履修」や放送大学の講座として受講できるシステムをつくっていくことが、今後の社会教育士の育成のためにあることから、国への要望を行う必要がある。

- 社会教育主事有資格者は、資格取得後も実務や研修等をとおして、さらにその資質能力を向上させていくことが求められる。そのためには、県立社会教育総合センターが実施している有資格者のためのフォローアップ研修をはじめ、各教育事務所での研修等を活用していくことが重要である。

- 社会教育の専門的知識と技能を有する社会教育主事は、地域学校協働活動を推進する上で、地域におけるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）として、学校においても、地域における研修会等を活用して啓発を行う。

いっては、地域との連携を担当する地域連携担当教職員として活躍することが期待される。

- また、県行政、市町村行政の社会教育主事は、行政の立場から、学校と地域を対象に地域学校協働活動を推進することが重要である。一方、青少年教育施設の社会教育主事は、現場において福岡モデルを推進する立場から、施設における教育プログラムに「鍛(ほめ)」の視点を取り入れた体験活動を実践するとともに、社会教育応援隊として学校や地域へ出向き、その専門性を發揮することが期待される。
- そして、地域の学びと活動を活性化するコーディネーターとしての役割を担う社会教育主事は、学校、地域の双方の活動において「鍛(ほめ)」の理念と方法を取り入れ、学校と地域がその理念を共有することに努め、地域学校協働活動に携わるあらゆる人々に浸透・徹底させていくことが、「福岡モデル」を普及・充実させるために必要である。

(イ) 地域学校協働活動推進員について

- 地域学校協働活動推進員は、平成29年度の社会教育法の改正において法律に位置づけられ、教育委員会は、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとなった。
- 本年度、国及び県の事業を活用して地域学校協働活動を実施している市町村において、地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)は310名配置されている。そのうち、退職教職員(43名)、社会教育主事及び社会教育主事有資格者(10名)が活躍しており、今後、これらの人材を継続的に確保し、地域におけるコーディネーターとして、学校の地域連携担当教職員と連携を取りながら活動を推進していくことが望まれる。

<地域学校協働活動推進員の役割>

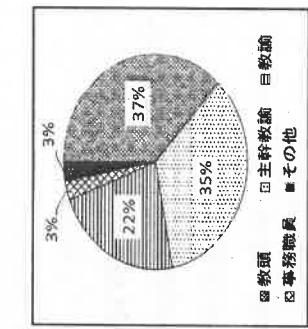
- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
  - ・ 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
  - ・ 地域ボランティアの募集・確保
  - ・ 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
  - ・ 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等
- (平成30年1月 地域学校協働活動ハンドブック 文部科学省生涯学習政策局)

また、教職員や市町村職員のみでなく、社会教育関係団体、NPO、企業、大学からも地域学校協働活動推進員になる人材を育成することも必要である。

- 地域学校協働活動推進員の資質能力向上のために、現在、県教育委員会では、年2回、県全体の研修会を実施している。今後、「鍛(ほめ)」の視点を地域学校協働活動に取り入れていくためにも、研修内容の中で「鍛(ほめ)」を周知していくことが求められる。
- 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動について様々な活動を総合的に捉え、コーディネーター力、ファシリテート力を発揮し、関係者間をつなげたり調整を行ったりすることが必要である。

(ウ) 地域連携担当教職員について

- 学校における現状を見ると(図33)、地域連携を担当している教職員は、教頭や主幹教諭が72%を占めている。学校現場の業務を鑑みた場合、教頭や主幹教諭は学校運営、教育課程の実施等において多忙を極めているため、30代から40代のミドルリーダー層の人が、校務分掌に位置づけられて地域連携を担当することが望ましいと考える。地域連携担当教職員は地域との連携を担うことから、社会教育主事有資格者を充てることが有効であるため、各学校に有資格者を配置することが必要である。そのためにも、継続的に各学校から有資格者を育成するために講習を受講させ、各学校に有資格者を増やしていくためには、県教育委員会がその配置の必要性を強く認識し、配置に向けて市町村教育委員会と十分連携していくことが求められる。また、管理研修会等をとおして地域連携担当教職員についての理解を図るとともに、人員配置を視野に入れ、国に対して予算措置の要望を行う必要がある。
- 今後、地域連携担当教職員を増やしていくためには、県教育委員会がその配置の必要性を強く認識し、配置に向けて市町村教育委員会と十分連携していくことが求められる。また、管理研修会等をとおして地域連携担当教職員についての理解を図るとともに、人員配置を視野に入れ、国に対して予算措置の要望を行う必要がある。



【図33 地域連携担当教職員の現状】  
H29福岡県教育委員会調査

（ウ）「福岡モデル」の事例

- 地域学校協働活動に「鍛ほめ」の視点を取り入れる際に、次の点に留意する必要がある。
  - まず、①活動前には、必ず「目標設定の活動」を取り入れ、子どもが定めた目標を大人(指導者)と共有する。次に、②活動中は、「鍛える」観点から、子どもも目標に向かって最大限努力し、大人は最小限の支援に努め子どもを見守る。そして、③活動後は子どもと大人(指導者)で「振り返る活動」を行い、大人(指導者)は活動の過程や結果を認めたりほめたりする。また、子ども同士でも互いの頑張りを認めたりほめたりする。さらに、次のサイクルとして、①振り返りの結果をもとに、次の活動の新たな目標設定をして動機づけを行い②鍛える活動、③振り返る活動へとつなげていく。
  - 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた地域学校協働活動の事例として以下のものが考えられる。

取組内容等	
1-① 「目標設定の活動」	1-① 「目標設定の活動」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動前に子どもは、「やや困難な課題や目標」を設定し、その目標を、教師、ボランティアと一緒に共有する。 ※「私は今日、プリントをN.O.( )まで解きます。」「私は、今日、分数の計算ができるようになります。」</li> </ul>
1-② 「鍛える活動」	1-② 「鍛える活動」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは、目標に沿って活動する。教師は、最小限の支援をしながら見守る。ボランティアは、丸つけをしながら子どもを見守るとともに、温かい声掛けをする。</li> </ul>
1-③ 「振り返る活動」	1-③ 「振り返る活動」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成の度合い、活動における頑張りの姿等を大人や子どもも同士で認め、ほめる。 「○○さんは、目標としていたN.O. ( )まで解くことができました。」</li> <li>「○○さんは、今まで解けなかつた分數の計算ができるようになります。」「○○さんは、わからぬ問題でもあきらめずに自分の力で解こうと粘り強く頑張りました。」</li> </ul>

## 2-① 「目標設定の活動」

- ・振り返りの結果をもとに、次の新たな目標を設定する。  
※「私は今日、プリントをNo.○○まで解いたので、次は、No.○○まで解けるよう頑張りたい。」  
～以下、2-②「鍛える活動」、2-③「振り返る活動」へと続く～

### 1-① 「目標設定の活動」

- ・子どもと大人で今日の清掃活動の目標を定め共有する。  
※「今日は、○○から○○の範囲を、ゴミを拾いながらすみずみまで掃除しよう。」

### 1-② 「鍛える活動」

- ・目標に沿って子どもと大人が一緒に活動する。大人は、子どもの活動を見守る。

### 1-③ 「振り返る活動」

- ・目標達成の度合い、活動における頑張りの姿等を大人や子どもも同士で認め、ほめる。  
※「今日はゴミ袋が○杯になるほど、たくさんゴミを回収することができました!」「ゴミを捨つただけでなく、自分たちで考えて、拾つたごみを分別までできてとても感心しました。」というような指導者からの具体的評価を行う。

- ※子どもも同士で振り返りをさせ、「○○さんは、すみずみの見えないところまでがんばって掃除をしていました。」「○○さんは、途中で遊んだりせず、時間いっぱい掃除に頑張っていました。」というよな互いの頑張りを認めあう。

## 2-① 「目標設定の活動」

- ・振り返りの結果をもとに、次の新たな目標を設定する。  
※「今日清掃活動をして、たくさんのゴミが捨てられていることがわかった。今日のこと学校の中で伝えて、ゴミのポイ捨てがなくなるよう訴えていきたい。」

～以下、前述のサイクルのとおり～

### 1-① 「目標設定の活動」

- ・祭りの実行委員会に子どもを参画させ、今回の祭りの「目標」を子どもと大人で定める。  
※「今年は、地域の一人暮らしの高齢者が参加しやすい祭りにしよう。」

- ※「今年は、祭りのステージで小・中学生の出し物をしてもらえるよう計画しよう。」

### 1-② 「鍛える活動」

- ・目標を達成するために、①祭りの計画・立案、②広報、③事前準備、④当日の運営に子どもを参画させる。

### 1-③ 「振り返る活動」

- ・計画立案から当日の運営までを通して、目標の達成度合いや子どもの頑張りを大人、子どもも同士で認め、ほめる。  
※「今年は、高齢者が○人も参画してくれて、とても楽しんでくれていました。」「小・中学生が出し物をしてくれたおかげで、祭りが活気つき、地域の大人口や高齢者の方もとても喜んでくれました。」「祭りの計画や広報、準備に子どもたちが関わってくれたことで、子どもから大人までたくさんの方が楽しめる祭りになりました。」

## 2-① 「目標設定の活動」

- ・振り返りの結果をもとに、次の新たな目標を設定する。  
※「今年は、高齢者の方がたくさん参画してくれた。来年は、参加してくれる高齢者と小・中学生が触れ合える内容を取り入れてみたい。」

～以下、前述のサイクルのとおり～

## 地域の祭り

※ 通学合宿及び子どもとの読書活動における「鍛(ほめ)」は、19ページ及び21ページを参照。

## エ 教育と福祉の連携

- 本県においては、放課後児童クラブをそれまでの市長部局から教育委員会へ所管を移し、放課後児童クラブの児童に対して、放課後の居場所づくりとともに、学力・体力向上のための方策を進めている市町の増加がみられる。特に飯塚市の取組は、学校が核となり、放課後児童クラブの連携充実のための体制が構築されており、子どもたちにとつての豊かな放課後を過ごせる環境整備が進められている。
- 今後、放課後等における子どもたちの居場所づくりと学習・体験活動等を進めていく際には、教育委員会と福祉部局等が、連携・協力して取組を進めいくことが必要である。その根拠となるのが、以下のプランである。

### «新・放課後子ども総合プラン» 平成30年9月 文部科学省・厚生労働省

- 1 背景・課題
  - 放課後児童クラブの整備は順調に進んでいますが、更なる共働き家庭等の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破し待機児童を解消するために放課後児童クラブの追加的整備が不可欠である。
  - 小学校内の放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型化は増加傾向にあるが、目標は達成できていない。
  - 引き続き、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する必要がある。
- 2 目標（令和元年～令和5年）
  - 放課後児童クラブについて、令和5年度までに計30万人分の受け皿を整備する。
  - 全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一一体的又は連携して実施し、そのうち小学校内で一体型として一万箇所以上で実施する。
  - 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施する。

### (4) その他の事業

#### ① 通学合宿等の体験活動

- 「通学合宿」は、子どもたちが地域の公民館等で合宿しながら学校へ通う体験活動で、家庭を離れ、異年齢の集団で食事づくりや掃除、洗濯等の生活体験を行うものである。この活動は、昭和58年に旧庄内町（現飯塚市）で始まった、その後、福岡県全体へ広がり、現在では、全国に広がっている。その理由として、この取組が子どもにもとつて有効であるだけでなく、そこに関わる大人（地域住民）の連帯を深めるなど様々な効果が認められるためと考えられる。
- 県教育委員会では、子どもとの生活習慣の定着や協調性を育み、日常的な生活技術を習得させることを目的として、平成7年度から「通学合宿推進事業」を実施し、現在まで継続して取り組んでいる。本事業は、地域住民で組織される実行委員会に委託（県費）して実施している。
- 実施形態については、本県の委託事業として通学合宿を実施している地域や国（国立青少年教育振興機構）の予算を活用している地域、自前の予算で実施している地域など様々であり、昨年度は県内で158校区において実施されている。
- 通学合宿では、日頃子どもたちが家庭で行わない生活体験を経験させる中で、目標に向かって努力をしたり、困難なことに立ち向かったりする場面が多く設定されている。通学合宿をサポートするスタッフが子どもたちを支援しながら励まし、ほめることで、子どもたちの自己有用感や自尊感情等が高まる効果がある。

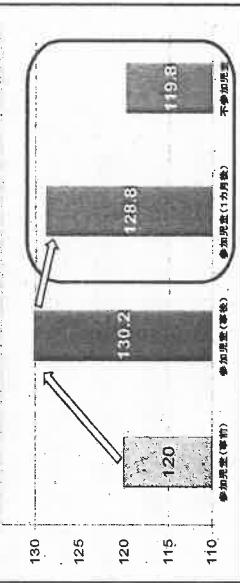
- 本県A校区における通学合宿に参加した児童と参加しなかった児童に対して実施した、国立青少年教育振興機構が作成した調査用紙(IKR調査※注)簡易版の結果によると(図3.4)、参加児童は、参加前に比べ、生きるために係る3つの能力の値が、大きく向上しており、また、参加1か月後においても、不参加児童に比べ値が高いことが明らかとなつた。

※注：IKR調査…「生きる力」を心理的・社会的能力、德育的能力、身体的能力の3つの能力で測定するための28項目のアンケートを実施・分析する調査。

- 通学合宿を県内で広く実施し継続していくためには、何よりも運営するスタッフを確保することが必要となる。地域における幅広い年代の人材を確保することで、子どもたちの豊かな体験活動につながるとともに、活動をとおして地域住民同士の人間関係づくりや地域全体で子どもを育んでいく機運の醸成につながっていく。また、費用については、国、県、市町村等の予算を効果的に活用するなど、工夫が必要である。
- これまで地域の子どもも会活動をはじめ様々な社会教育関係団体の活動、社会教育施設での活動において、子どもたちに豊かな体験活動の機会が提供されてきた。そこでは、同年齢や異年齢の集団において、自然体験、社会体験活動が行われ、子どもたちが生きていく上で必要な資質・能力の育成が育まれている。また、活動に関わる大人にとつても成長の機会となり、住民同士の絆が強まるなどの効果ももたらされてきた。
- 様々な体験活動は、子どもたちに生きる力を育成するための「鍛える」絶好の機会となつており、子どもたちの体験活動の機会が減少している現代においては、ますます重要性を増していくものと考えられる。
- 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた通学合宿の活動事例として以下のものが考えられる。

#### «通学合宿における「鍛ほめ」のモデル例»

- 1-① 「目標設定の活動」
  - ・合宿で頑張りたいこと、身に付けたいこと等の目標を子どもが定め、大人と共有する。  
※「私は、通学合宿で友達と一緒に活動して生活することに頑張りたい。」
  - ・今日1日の目標(頑張りたいこと等)を、子どもが定め大人と共有する。  
※「私は、今日は、毎日、晩御飯をおいしく作れるように頑張りたい。」
- 1-② 「鍛える活動」
  - ・合宿の各活動(買い物、調理、清掃、入浴、宿題等)に挑戦する。大人は、最小限の支援に努めながら子どもを見守る。
- 1-③ 「振り返る活動」
  - ・1日の終わりに、子どもが決めた目標に対して子どもも自身が自己評価するとともに、子ども同士で認める・ほめる・ほめる活動を行う。  
「○○さんは、料理の時に、下級生に包丁の使い方を丁寧に教えていました。」「○○さんは、予算を超えないよう、値段を比べながら料理の材料を買うことができました。」
  - ・合宿の最終日に、合宿全体を通して頑張ったこと、身についたこと等について、「振り返る活動」を行う。  
※「○○さんは、合宿を通して、わがままを言わず他の人と協力することができます。」
- 2-① 「目標設定の活動」
  - ・振り返りの結果をもとに、次の新たな目標を設定する。  
※「私は昨日の晩御飯づくりで○○の味付けがうまくできなかつたので、今日もつとおいしくできるよう頑張りたい。」
  - ～以下、前述のサイクルのとおり～



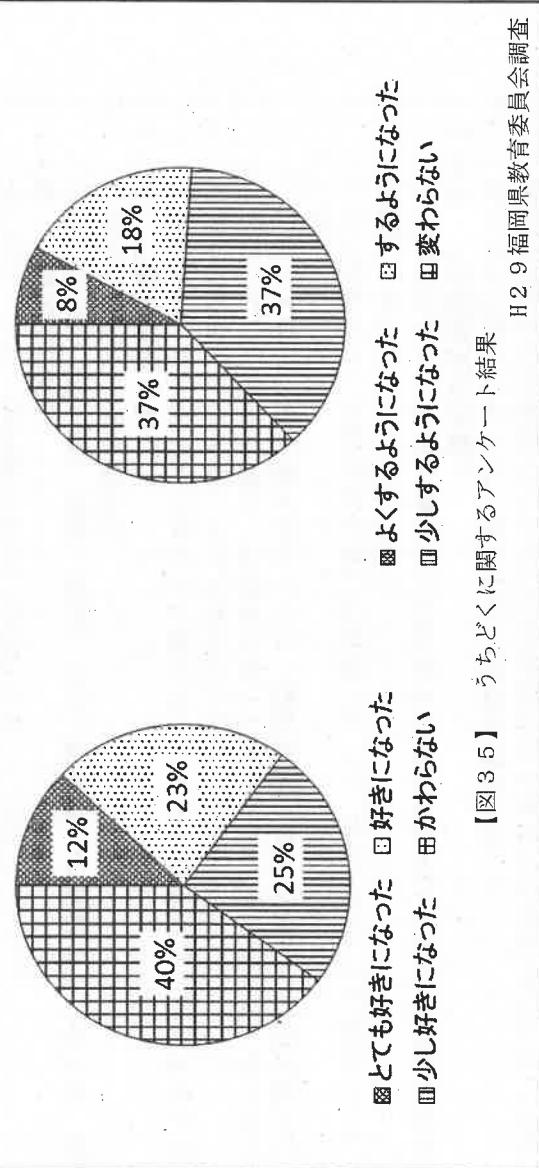
【図3.4】 本県A校区における通学合宿への参加児童と不参加児童を対象とした調査結果  
福岡県教育委員会調査

## ② 子どもの読書活動推進に関する事業

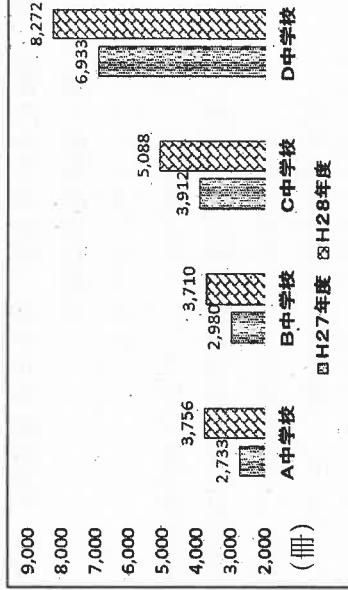
- 国において、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する基本理念として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行された。その中で、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するよう努めることが明記された。
- 本県教育委員会では、法律に基づき、「福岡県子ども読書推進計画」（平成16年策定、平成28年第二次改訂）を策定し、これまで小・中学生を対象とした読書活動を推進するための取組を推進してきた。

- 「小学生読書リーダー活動推進事業」（平成23～25年度）では、全市町村に学校や地域の読書活動を推進する「小学生読書リーダー」を養成・配置した。実施に当たっては、市町村の公立図書館等が中心となり、司書体験や読み聞かせ、ポップづくり、ブックトークなどの手法を学ばせることで、児童の読書に対する関心や学校における読書活動推進の意欲を高めることができ、校内読書活動の活性化につながった。
- 平成26年度は、子どもの読書活動の推進を図るための調査・取組として、行橋市において「家庭での読書『うちどく』」を、小郡市において「中学生読書サポーター養成事業」を推進した。その取組結果をもとに、次年度からの事業を構築した。
- 平成27年～29年度は、小学生を対象とした「家庭での読書『うちどく』」、中学生を対象とした「中学生読書サポーター養成事業」を実施した。
- 「うちどく」では、家族で一緒に本を読むことで、家族のコミュニケーションを深め、小学生の読書習慣の定着に役立つとともに、保護者に対しても読書の意義や重要性を啓発することにつながった。また、「中学生読書活動サポーター養成事業」では、中学生に対し司書体験や読み聞かせ、ペネルシアター、ビブリオバトルなどの手法を学ばせることで、中学生の読書に対する関心を高め、校内の読書環境の整備と読書活動の活性化に寄与した。
- 平成29年度に「うちどく」の取組後、保護者に対して行ったアンケート調査の結果では、取組後、「子どもは読書が好きになった」と肯定的に回答した保護者は60%、「子どもと本の話をするようになった」と肯定的に回答した保護者は63%であり、家庭での読書「うちどく」の効果がうかがえる。（図3-5）

【子どもは、読書が好きになったか】 【子どもと本の話をするようになったか】



- 図36は、「中学生読書活動サポート事業」において、取組を行った中学校の年間貸出冊数の変化(平成27年～28年)である。いずれの学校においても、貸出冊数の増加がみられる。
- 子どもの読書活動を推進するために、子どもを取り巻く大人が読書の意義や重要性を認識することが前提条件となる。特に、保護者は、子どもの読書活動を推進する際、重要な役割を担うことから、保護者への啓発を行い、意識を高めることが重要である。そのような趣旨から、本県では平成30年度から「子どもたちの読書活動推進事業」の中で、小学校低学年の子どもをもつ保護者に対して、県社会教育主事、公立図書館職員、地域の読書ボランティア等からなる「読書活動応援隊」が、小学校の入学説明会や保護者集会等で、読書の意義や重要性を啓発するとともに、読み聞かせの手法を伝授する取組を行っている。



【図36 学校図書館 年間貸出冊数の変化】

そこで、個人や学校における年間の数値目標を設定し、学級での取組や図書委員会を活用した全校での取組として実践されている。そして、取組の終わりには、振り返りの活動として、子どもの頑張りを表彰する等の活動が行われている。その結果、図書館利用や貸出冊数の増加や子どもの読書への関心の高まりが見られた。

- 「「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた読書活動の事例として以下のものが考えられる。

#### «読書活動における「鍛ほめ」のモデル例»

##### 1-① 「目標設定の活動」

- ・個人や学級、学校全体で目標を設定する。

※個人：「今年は、毎月本を5冊読もう。」

学級：「今年は、みんなで1年間に〇〇冊の本を読もう。」

##### 1-② 「鍛える活動」

- ・目標が達成できるよう、個人や学級、学校で取り組む。

##### 1-③ 「振り返る活動」

- ・個人、学級、学校で1か月後、年度の途中、年度末に振り返りの活動を行う。

※個人：「今月は〇〇冊の本を読むことができた。」「〇〇冊の本は読むことができたが、1日に必ず10分以上は読書をすることができた。」

学級：「みんなで1年間に目標の〇〇冊の本を読むことができた。」「惜しくも〇〇冊には届かなかつたが、一人一人の読書習慣をつくることができた。」「〇〇さんは、友達に自分のおすすめの本を紹介して、みんなで読書がしやすくなるように頑張ってくださいました。」

##### 2-① 「目標設定の活動」

- ・振り返りの結果をもとに、次の新たな目標を設定する。

※「私は先月、目標の5冊を達成したので、今月は6冊の本を読もう。」  
～以下、前述のサイクルのとおり～

### III 本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性

#### 1 国・都道府県の動向

##### (1) トップランナーモード

- 国の施策として、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する方式である。平成29年度から対象業務に「青少年教育施設管理」が導入され、業務改革の内容に「指定管理者制度導入」が対象となった。

- 都道府県立青少年教育施設においては、対象施設144施設の66.7%が指定管理者制度を導入している。その中で、6つの県（岩手、山形、富山、鳥取、島根、香川）では管理運営部門のみに導入している。（表2）

【表2 都道府県立青少年教育施設の指定管理者制度導入状況】

直営のみ (8) (17.0%)	宮城、新潟、福井、奈良、広島、福岡、大分、鹿児島、熊本市
指定管理のみ (25) (53.2%)	北海道、岩手、茨城、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄、北九州市、福岡市
指定・直営の混在 (11) (23.4%)	青森、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、静岡、島根、香川、高知
上記以外 (3) (6.4%)	東京、岐阜、兵庫 ※東京はPFI、岐阜、兵庫は対象施設なし（宿泊研修可能施設のみ対象）

（平成29年3月 福岡県教育委員会調査）

##### (2) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」

- （第9期中央教育審議会 平成30年）
- 本答申においては、今後の社会教育施設に求められる役割が整理され、公立社会教育施設の所管に関する考え方が以下のように示されている。

##### 第2部 今後の社会教育施設の在り方（抜粋）

###### 第1章 今後の社会教育施設に求められる役割

- （4）青少年教育施設（抜粋）
  - 青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を総合的に推進する人材の育成
  - 体験活動の機会と場の提供、自然体験活動、団体宿泊訓練等
  - 今後、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進

##### 第2章 今後の社会教育施設の所管の在り方

- 生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管とすべき
- 一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設ける
- 社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての透明性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、教育委員会による関与など担保措置
- 特例措置を活用する場合、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営協議会等を活用した評価・情報発信等が重要

【表3 設置状況】

施設名称	竣工年月日	築年数	所在地
福岡県立社会教育総合センター (福岡県立社会教育総合センター少年自然の家を含む)	S59.3.31	35	糟屋郡篠栗町
福岡県立英彦山青年の家	S46.11.30	47	田川郡添田町
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	S49.6.15	44	宗像市

- 福岡県は、専門的職員を配置した県立青少年教育施設を上記のとおり設置している。
- 年間約20万人の利用者があるが、近年、利用者ニーズの多様化、少子化的進展等により、利用者数が減少している。
- 施設の老朽化が著しく、施設設備の整備充実を図る必要がある。
- 施設の特色を活かした体験活動プログラムの開発及び普及を図る必要がある。
- 行政改革大綱（平成29年3月）の「公の施設の見直し」の中で、トップランナーオ方式の対象となっている青少年教育施設について、管理運営の在り方を検証し指定管理者制度の導入に向けた検討を行っている。

### 3 今后の本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性と留意点

- (1) 平成25年3月社会教育委員会議（審議のまとめ）より
- 県立青少年教育施設が重点的に取り組むべき課題として以下の点が示された。（抜粋）

- ①特色あるプログラムの開発
  - ・発達段階に応じたプログラム
  - ・不登校、障がいのある児童・生徒への支援
  - ・大学、NPO等民間団体、企業等との連携
- ②体験活動の調査・分析・広報
- ③「生きる力」を測定する「IKR調査」
- ④学校教育との連携
  - ・学校と地域人材をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす社会教育主事
- ⑤幅広い世代との連携の推進
  - ・幼児への体験プログラム、親子プログラム、高齢者との交流プログラム
- ⑥新しい視点に立った管理運営
  - ・「新しい公共」型の管理運営

(2) 青少年教育施設に求められる役割

- 青少年教育施設は、青少年のための各種の研修や団体の活動の拠点として設けられた社会教育施設である。
  - ・青年の家…青年に対する団体宿泊訓練の場、都市青年の交友と研鑽の場。
  - ・少年自然の家…少年に対して自然環境の中で野外活動、自然探求あるいは集団宿泊訓練等を行う場。
- 近年、子どもを取り巻く環境の変化により、自然体験・生活体験・社会体験など、子どもの体験活動の機会が大きく減少している状況がある。子どもたちの豊かな体験活動は、その後の人生において必要な資質・能力を養うために重要な要素であり、体験活動プログラムを提供する

## 青少年教育施設は必要不可欠である。

- そのため、県立青少年教育施設は、体験活動の機会と場を提供するとともに、体験活動プログラムの企画・立案・提供、青少年の健全育成を推進する人材（子ども会・PTA・地域活動指導員等）の育成について中心的な役割を担っている。
- それぞれの施設の特徴を活かしたプログラムを提供する際には、プログラムに関するIKR調査等を行っている。県立英彦山青年の家が実施した「ひこさんパワーアップキャンプ」では、キャンプの事前と事後の調査において、「心理的・社会的能力」が5・6ポイント、「德育的能力」が2・3ポイント、「身体的能力」が4・2ポイント増加し、その効果が明らかとなつた。この結果を基に、新たなプログラムの構築につなげている。
- また、社会教育総合センターは、本県社会教育の振興に資する調査研究機能も持つており、社会教育に関する情報の収集・分析と発信、人材育成にも取り組んでいる。
- 今後は、青少年教育施設が、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進し、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割を担うことが期待される。そのためにも、前述のとおり、青少年教育施設は必要不可欠であり、今後とも継続的な施設整備が望まれる。

### （3）施設整備と管理運営方式について

- 本県の青少年教育施設は、竣工から35年以上となり、老朽化への対応が大きな課題である。また、利用者ニーズの変化に伴い、施設設備が時代にそぐわない部分も見られる。
- 現在、県は公共施設等総合管理計画を作成中であり、それを踏まえて施設の改修、あるいは建替え等についての方針を打ち出す必要がある。
- 施設整備に係る事業手法としては、公共直営の従来方式のほか、PF1方式（民間事業者が資金を調達し、施設の設計・建設・維持管理・運営を行う方式）、DBO方式（公共が資金を調達し、民間事業者に設計・建設・維持管理・運営を一括して行わせる方式）、DB方式（公共が資金を調達し、民間事業者に設計・建設を一括して行わせる方式）。維持管理・運営は、公共側が直接、または指定管理や業務委託等の外部委託により実施）等がある。

今後、民間活力導入による施設整備・運営についても、積極的に検討するべきである。また、いずれの社会教育施設についても、地域住民の多様なニーズに応えるため、施設整備にあたっては、様々な可能性を検討する必要がある。

○ また、国においては、「トップランナー方式」を推進しているため、本県においても青少年教育施設における指定管理者制度の導入は不可避であるが、指定管理者制度の導入に当たっては、施設の業務のいざれを指定管理とするのか十分検討する必要がある。施設の業務には、次のものが考えられる。

管理運営部門	指導部門
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の維持管理運営</li><li>・研修会等における事務作業</li><li>・予約・受付業務</li><li>・外部団体との折衝</li><li>・ホームページ等を活用した情報提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用団体との打ち合わせ</li><li>・団体が求める学習プログラムの企画・立案</li><li>・プログラム内容をもとに指導・支援する業務</li><li>・地域や学校の要請に応じた直接指導</li><li>・調査・研究（社会教育総合センター）</li><li>・市町村等の人材育成のための研修</li></ul>

- ・電話、メールを活用した相談対応（プログラム、研修等の企画立案、家庭教育支援等）

- 指定管理を導入している23府県※注1及び管理運営部門に指定管理を導入している5県※注2に調査を行い、指定管理者制度導入による成果と課題の把握を行った。（表4）
- 調査の結果から、管理運営部門を指定管理とした場合の成果として、経費の削減や広報活動の活性化につながるなど、民間企業のノウハウが生かされたことが明らかとなつた。その反面、公募に対して企業が集まらないなどの課題が見られた。
- 指導部門については、直営で行った場合、社会教育主事の専門性を生かしながら、県民に対する研修支援や学習機会の提供に専念することができ、指導内容の充実につながるとともに新規事業の構築につながっている。

- 一方、指導部門を指定管理にした場合、青少年教育の経験者が少なく、教育的な意図をもつた指導力が不足しており、人材育成が困難であることがうかがえる。また、県の施策が反映できず、事業の類似化（マンネリ化）もみられる。
- これまで青少年教育施設において社会教育主事が担つてきた役割及び今後、施設に期待される機能を鑑みれば、指導部門については、人材の確保、質の担保、人材育成、専門性の確保、学校や行政機関との連絡調整、そして、教育の視点による活動の充実等といった観点から、直営が望ましいと考える。
  - また、管理部門を指定管理とした場合においても、「鍛ほめ福岡メソッド」等の県の方針に対して、十分な理解を求めていくことが肝要である。

【表4 指定管理者制度導入に関する調査結果】

課題	すべてで指定管理※注1		管理運営部門のみ指定管理※注2	
	○経費の削減につながった。	□民間のノウハウを自主事業に活かすことができた。	○経費削減が、指導員の増加につながった。	□県として、研修支援や学習機会の提供に集中できる。
成果	●広報が困難である。 ●公募に対して企業が集まらない。 ■県の施策が反映できない。 ■県の意向、指定管理の意向調整が困難である。 ■事業の類似化（マンネリ化）につながっている。 ■青少年教育の経験者が少ない。 ■人材育成（若手指導員の確保）が困難である。 ■教育的な意図をもつた指導力が不足している。	○経費の削減につながった。 ○広報活動の活性化につながった。 ○管理に関する民間のノウハウを活用できている。 □社会教育主事の専門性を發揮できる環境が整っている。 □指導内容の充実につながった。 □新規事業の構築につながった。 ●公募に対して企業が集まらない。	○経費の削減につながった。 ○広報活動の活性化につながった。 ○管理に関する民間のノウハウを活用できている。 □県として、研修支援や学習機会の提供に集中できる。 □社会教育主事の専門性を發揮できる環境が整っている。 □指導内容の充実につながった。 □新規事業の構築につながった。 ●公募に対して企業が集まらない。	○経費の削減につながった。 ○広報活動の活性化につながった。 ○管理に関する民間のノウハウを活用できている。 □県として、研修支援や学習機会の提供に集中できる。 □社会教育主事の専門性を發揮できる環境が整っている。 □指導内容の充実につながった。 □新規事業の構築につながった。 ●公募に対して企業が集まらない。

- ・・・：管理部門における成果・課題
  - ※注1 …沖縄、宮崎、熊本、長崎、佐賀、高知、愛媛、徳島、山口、岡山、和歌山、大阪、滋賀、三重、愛知、静岡、長野、神奈川、千葉、埼玉、茨城、秋田、青森
  - ※注2 …岩手、山形、富山、鳥取、島根
- （平成30年12月福岡県教育委員会調査結果）

#### (4) 事業の充実について

- 本県青少年教育施設においては、これまでも、施設の特色を活かした体験活動プログラムの開発と普及に努めてきた。近年、子どもの体験活動不足が叫ばれる中、各学校は青少年教育施設を活用し、体験活動をとおして子どもたちに必要な資質・能力を育成しようとしてきた。また、青少年教育施設は、専門職員としての社会教育主事が学校との打ち合わせをとおして、学校が求められる教育内容をプログラム化し、指導と支援を行うことにより学校教育の充実に大きく貢献してきた。

- さらに、平成30年度から、県環境部と連携し、重点事業として「空！山！海！地球環境応援隊事業」を実施している。この事業は、社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」が連携し、それぞれの施設の特色と地域環境を生かしたプログラム構成により、子どもたちに豊かな体験活動を提供するとともに環境保全活動についての意識を高め、日常生活における活動へつなげようとするものである。

- 今後も他部局や関係機関と連携しながら、施設の特色を活かすとともに、周辺地域との連携事業、また他の青少年教育施設との連携事業などの充実を図ることが重要である。  
○ また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校の学習内容に即し、教師の指導や児童・生徒の学習支援に繋がるような教材やプログラムの提供等を強化する必要がある。今後、国における長期宿泊体験活動を広めるための施策等を活用するとともに、「現代的課題」や地域課題に対応したプログラムの開発なども期待される。

- その際、学校や関係・利用団体等との連携を図りつつ、「ふくおか未来人財育成ビジョン」が掲げる「国際的な視野を持つて地域で活躍する」子どもの育成に資する研修プログラムや体験活動プログラムの研究開発と普及啓発に努める必要がある。  
○ そして、子どもの体験活動に関する主催事業等を通して、他の社会教育施設や行政機関、学校（保・幼・小・中・高・特支・大学等）や学生ボランティア、NPOや民間の教育事業所、そして地域住民などとの連携・協働によって事業効果を高め、社会の変化に対応した学習機会の提供を行う必要がある。  
○ 各県立青少年教育施設においては、以下に示すとおり、それぞれの施設の特徴や設置された地域の環境等を活かした様々な事業が展開されている。

#### «社会教育総合センター»

- 本県社会教育推進の中核施設として、「社会教育振興に関する調査研究」や「家庭教育に関する調査研究」などの調査研究を継続的に実施することにより、市町村や民間団体等の社会教育を振興する活動と県民の自主的・主体的な学習活動の支援に努めてきた。特に、社会教育関係者等の人材育成のため、基礎研修や専門研修を行ってきた。
- また、特別支援学校に在籍する知的障がいのある児童・生徒と保護者を対象としたキャンプや年長児、小学生を対象として、発達段階に応じた体験活動を実施してきた。
- 近年、スマートフォンなど携帯端末の普及に伴い、人々の情報入手の方法も多様となつており、対応するためホームページ「ふくおか社会教育ネットワーク」による社会教育情報の提供もフェイスブックやツイッターといったSNSを使い、充実を図る必要がある。
- 当センターで開催される「中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会」を活用し、社会教育関係者の資質向上とネットワーク構築をさらに充実させる必要がある。

#### «英彦山青年の家»

- これまで、耶馬日田英彦山国定公園の中にある英彦山の四季や特性を生かした体験活動プログラムを開発した。特に、幼児から高齢者まで、経験や子どもの発達段階に応じた英彦山登山やトレッキング事業を開催するなど、自然体験活動を展開してきた。
- また、聴覚に障がいのある小・中学生に対して、社会教育主事の専門性を生かしながら

体験活動プログラムを開発し、自主性や社会性等の育成に努めてきた。

- 子どもの貧困問題に対応し、家庭の経済状況等により体験活動に参加できない子どもに対する支援等の新たな仕組づくりとして、「ニコニコ未来キャンプ」を実施する。

#### 「少年自然の家「玄海の家」」

- 海浜や世界遺産『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』をはじめとする地域資源を活かした体験活動プログラムを開発した。特に、道の駅むなかたと連携した体験活動や国立夜須高原青少年自然の家と連携し、職業体験や防災プログラムを取り入れたキャンプを実施した。

- また、視覚に障がいのある児童・生徒を対象としたキャンプと適応指導教室に通つて、中学生を対象としたキャンプを実施した。
- 今後とも、小・中学校、社会教育関係団体等を対象に職員を派遣し、研修会の実施や体験ベースの出展を行うことをとおして、教職員・地域指導者等に体験活動の重要性についての理解を促進するとともに、子どもたちが自然体験や生活体験などを直接体験する機会の提供を行う必要がある。

○ これらのプログラムを充実させるとともに、教員の負担軽減を図るために、児童・生徒、学校の現状や課題を把握し、体験活動の企画・立案・実施について専門的力量を有している社会教育主事の役割が必要不可欠である。

○ さらに、本県の特長である「鍛はめ」の視点を取り入れた多様な体験活動プログラムを青少年教育施設において推進するために、施設の社会教育主事が企画・立案したプログラムを学校の教職員と共にし、連携・協働して「鍛える」「ほめる」活動を実践していく必要がある。

#### (5) 人材育成について

- 人づくり・地域づくりに向けた新たな社会教育の振興を図るためにには、様々な取組を支援する学びのオーガナイザーとしての社会教育主事の配置の充実とネットワーク化が重要である。
- 市町村において地域人材を活用した様々な取組が広がる中、ボランティアや地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員等の育成を担うのは社会教育主事である。
- 社会教育主事自身も学びの機会をとらえ研鑽を積むことにより、資質・能力の向上を図る必要がある。そのためにも、社会教育主事の活躍の場・実践の場としての青少年教育施設は必要不可欠である。
- 青少年教育施設が質の高い教育事業を行ったためには、事業・プログラムを企画・立案・運営・指導・管理できる指導系の職員として、社会教育主事の配置は重要である。社会教育主事に求められる職責から、社会教育主事は常に学校、関係団体、利用団体等との積極的な交流、情報交換、情報収集等を図り、日々自己研鑽を積み、社会の変化に対応していく必要がある。
- 青少年教育施設の社会教育主事は、施設を利用する学校の研修プログラムの企画・立案の段階から積極的に関わり、年間を通じて事前・事中・事後の具体的な支援を行う。この積極的な働きかけで、社会教育主事の意義や役割等が明確に認識され、社会教育主事を目指す教職員の増加につながる可能性がある。

- そのため、社会教育主事講習を受講しやすい環境づくりが重要であり、九州大学との連携を密にしながら、開講式等の日程等について工夫する必要がある。今後計画的に社会教育施設等に社会教育主事を配置し、事業・業務実践の中で社会教育主事の育成を行う体制づくりが求められる。
- また、社会教育主事の他にも地域における青少年の体験活動等にとつて重要な人材である子ども会指導者やプレリーダー、ボランティア等の育成も継続して行っていく必要がある。そのため

めには、社会教育総合センターにおけるボランティア講座、少年自然の家「玄海の家」におけるプレリーダー研修等を活用していくことが重要である。

- さらに、施設主催の事業におけるボランティアの募集を積極的・戦略的に行うため、大学（学生支援センターや各種ゼミ）との連携を緊密にする必要がある。ボランティア養成にあたっても、「鍛ほめ」の活動サイクルを基盤として指導・助言をOJTで行い、達成感や自己有用感を味わわせることが重要である。また、ボランティア活動者自身にも、子どもたちの「身近なモデル」「憧れの対象」としての自覚を持たせ、参加した子どもたち自身が大きくなつてボランティアに関わるうとするきっかけとなることが望まれる。
- 県立青少年教育施設では、施設の特徴や県民のニーズに応じて、以下のような人材育成に取り組んでいる。

#### 《社会教育総合センター》

- 社会教育主事有資格者のためのフォローアップ研修に対する参加奨励を積極的に実施し、有資格者のスキルアップを図っている。
- 社会教育主事が大学の幼・小・中・高・専修学校等の教員養成課程や社会教育主事養成課程と連携し、社会教育総合センターの主催事業を活動の場として提供することで、学生ボランティアの育成と当センター学習ボランティア「若杉の会」への加入や各地域でのボランティア活動への参加を促進させ、持続可能なシステムの構築を図っている。

#### 《英彦山青年の家》

- 地域の子ども会や青年団等が減少し、子どもにも携わるリーダーとしての活躍の場が減少している。そのような中、近年、大学と社会教育施設が連携して、実際に子どもたちとボランティアとして活動を共にしながら学ぶ仕組みが充実してきており、青少年教育を推進する人材育成に大きく寄与している。今後、ボランティア養成事業等を通して、環境保全ボランティアやレクリエーション指導者を育成していく。

#### 《少年自然の家「玄海の家」》

- ボランティア養成事業や県子ども会育成連合会と連携して、「ブレイリーダー研修1級」を実施することにより人材育成を図ってきた。今後もボランティア養成を主たるねらいとした事業を行い、参加者の視点と指導者の視点を持つて今後の事業にボランティアとして携われるよう支援していく。また、体験活動に参加した子どもたちが次の世代のリーダーとなれるよう人的支援も視野に入れた事業の計画・運営に取り組んでいく。
- 今後、青少年教育施設で養成したボランティアやブレイリーダー等のレクリエーション指導者を、青少年教育施設における事業や地域の社会教育関係事業に積極的に活用するなどの好循環を生み出す仕組づくりが重要である。その学びのオーガナイザーとしての役割は、社会教育主事（社会教育士※注）が担つていくべきである。
- 今後の社会教育の振興のためには、首長部局、学校、NPO、企業、ボランティア等の多様な主体が連携・協働することが必要となる。これらのがたりをコーディネートするのは、社会教育主事（社会教育士※注）等の専門的人材であり、その専門的人材を育成する場としての役割を持つ青少年教育施設の存続はもとより、施設の整備は大変重要なファクターとなる。さらに、社会教育主事の育成のみならず、地域における豊富な人材を発掘しネットワーク化することこそ、持続可能な社会教育の振興方策である。

※注：社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令により、令和2年から社会教育主事講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、大学における社会教育主事養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができるようになる。（令和2年4月1日施行。第8条第3項、第11条第3項）



